

広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十七号

広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学の廃止に伴う関係

条例の整備に関する条例

(広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例（昭和四十四年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(名称及び位置) 第二条 (略)				(名称及び位置) 第二条 (略)			
名称	位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
広島県立呉高等技術専門校	(略)	広島県立広島高等技術専門校	広島市西区田方二丁目	広島県立呉高等技術専門校	(略)	広島県立広島高等技術専門校	広島市西区田方二丁目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部改正)

第二条 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校で実施する職業訓練等を定める条例	職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例

		(趣旨) 第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職業訓練の基準) 第五条 (略) 一・二 (略)	
		(趣旨) 第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職業訓練の基準) 第五条 (略) 一・二 (略) 三 専門課程（法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験 四 専門短期課程（法第十五条の七第一項第二号の短期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備 (高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準) 第八条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、法第二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者で、規則で定める者とする。 第九条 (略) 附 則 1・2 (略) 3 この条例の施行の際現に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）第四十三条の規定による改正前の職業能力開発促進法第三十条の二第一項の規定による職業訓練指導員である者は、第八条の条例で定める者とみなす。	
		第八条 (略) 附 則 1・2 (略)	
		(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正) 第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
		改 正 後	改 正 前
		(職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当)	(職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当)

第十二条 職業訓練事業従事職員の特種勤務手当は、広島県立職業能力開発校又は広島障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練に従事したときに支給する。 2 (略)	第十二条 職業訓練事業従事職員の特種勤務手当は、広島県立職業能力開発校、広島県立技術短期大学校又は広島障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練に従事したときに支給する。 2 (略)
---	---

(広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の廃止)

第四条 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例(平成二十年広島県条例第三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和十年四月一日から施行する。